

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.7.26 第 177 回国会第 16 号

7 月 26 日（火）第 16 回の委員会が開かれました。

1 原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第84号）

- ・菅内閣総理大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、海江田経済産業大臣（原子力経済被害担当）及び枝野国務大臣（内閣官房長官）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

額 賀 福志郎君（自民）

- ・菅内閣総理大臣はマニフェストの見直しに言及しているが、その改善点と今後の対応について菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・マニフェストを撤回するのであれば、改善点と対応を国民に明確に説明し、内閣総辞職・衆議院解散により国民の信を問うべきではないか、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。

梶 山 弘 志君（自民）

- ・今回の原発事故対応において、国民の不安を低減させるため、汚染水の管理や炉内における核燃料の状況等の情報を国民に分かりやすい形で公開すべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ・今回の原発事故における賠償スキームは緊急避難的なものであり、事故収束後、すべての可能性を考慮した抜本的な見直しを行うべきと考えるが、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

佐 藤 茂 樹君（公明）

- ・今回の原発事故に対して、国は原子力政策の推進及び安全審査等に係る責任とともに、事故後の避難指示や出荷制限等への関与の観点からも、損害に対する一定の責任を負うものとするが、この点に関する政府の責任についてどのように考えるか。また、政府の避難指示等による損害について、原子力損害として法的に位置付けるべきと考えるが見解を伺いたい。
- ・平成 11 年の JCO 臨界事故の賠償は最終解決までに 11 年の時間が費やされたが、被害者の心情を踏まえ、賠償件数が膨大になる今回の事故について迅速な賠償の処理に向けた菅内閣総理大臣の決意を伺いたい。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・本法案第 44 条の特別事業計画において、東京電力が保有する原子力発電所はどのように扱われるのか、また、エネルギー基本計画において原子力発電はどのように位置付けられるのか、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案第 65 条に基づく政府による資金の交付の趣旨及び発動のタイミングについて海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償については国ではなく東京電力が全面的に支払義務を負うと考えるが、政府の考えを確認したい。

吉 泉 秀 男君（社民）

- ・福島第一原子力発電所の作業員の放射線被ばくによる健康被害（死亡、重体及び内部被ばく）の現状を伺いたい
- ・労働安全管理の観点から厚生労働省による同発電所への立ち入り検査の実施状況を伺いたい

柿 澤 未 途君（みんな）

- ・「脱原発依存」発言を国家方針としてどのように昇華させるのか、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・中井元拉致問題担当大臣と北朝鮮の宋日昊（ソン・イルホ）朝日国交正常化交渉担当大使の会談は菅内閣総理大臣の意向によるものであるのか、また、8 月に訪朝意思があるのか菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。

2 原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第 84 号）

平成 23 年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出、参法第 9 号）

- ・後藤斎君外 5 名（民主、自民、公明、日本）提出の に対する修正案について、提出者後藤斎君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・後藤斎君外 4 名（民主、自民、公明、みんな、日本）提出の に対する修正案について、提出者梶山弘志君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・及び の両案及び両修正案について、両修正案の提出者後藤斎君（民主）、柿沼正明君（民主）、西村康稔君（自民）及び佐藤茂樹君（公明）、 の発議者参議院議員佐藤正久君（自民）、森まさこ君（自民）、浜田昌良君（公明）及び荒井広幸君（日改）、野田財務大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣（原子力経済被害担当）、江田環境大臣、枝野国務大臣（内閣官房長官）及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（参考人）原子力安全委員会委員長 班 目 春 樹君

- ・柿澤未途君（みんな）提出の に対する修正案について、提出者柿澤未途君（みんな）から趣旨説明を聴取しました。
- ・柿澤未途君（みんな）提出の に対する修正案について、国会法第 57 条の 3 の規定により、内閣の意見を聴取しました。
- ・両案の原案及び各修正案について、高橋千鶴子君（共産）及び吉泉秀男君（社民）が討論を行いました。
- ・柿澤未途君（みんな）提出の に対する修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成 - みんな 反対 - 民主、自民、公明、共産、社民、国民、日本）
- ・後藤斎君外 5 名（民主、自民、公明、日本）提出の に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成 - 民主、自民、公明、国民、日本 反対 - 共産、社民、みんな）
- ・に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、国民、日本 反対 - 共産、社民、みんな）
- ・に対し、三日月大造君外 2 名（民主、自民、公明）から提出された附帯決議案について、提出者吉野正芳君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、国民、日本 反対 - 共産、社民、みんな）
- ・後藤斎君外 4 名（民主、自民、公明、みんな、日本）提出の に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成 - 民主、自民、公明、社民、みんな、国民、日本 反対 - 共産）
- ・に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、社民、みんな、国民、日本 反対 - 共産）
- ・に対し、太田和美君外 2 名（民主、自民、公明）から提出された附帯決議案について、提出者太田和美君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、社民、みんな、国民、日本 反対 - 共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

後 藤 斎君（民主）

- ・今回のような大規模な原発事故を想定していなかった「原子力損害の賠償に関する法律」は、今後どのように見直しを進めていくのか、また、被害者の早期救済のための賠償実務を担う組織体制はどのように考えているのか、高木文部科学大臣の見解を伺いたい。
- ・原子力損害賠償支援機構法案（以下「機構法案」という。）

に対する 4 派共同提案の修正案附則第 6 条第 2 項において、政府及び原子力事業者、株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担の最小化の観点からの見直し規定を追加していることについて、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

吉野正芳君(自民)

- ・平成 23 年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(以下「仮払法案」という。)が成立した場合、施行に要する予算は二次補正の予備費 8,000 億円の中から計上されるのか、野田財務大臣に確認したい。
- ・仮払法案第 8 条の都道府県への事務の一部委託に関する規定について、修正案では過重な負担を課することのないよう配慮規定が追加されているが、負担軽減の具体的内容について伺いたい。
- ・仮払法案に基づく原子力被害応急対策基金の資金は、原子力災害に関連することに広く使えるものと理解しているが、仮払法案の発議者の見解を確認したい。
- ・機構法案に対する 4 派共同提案の修正案において、第 2 条に「国の責務」に関する規定が追加され国の「社会的な責任」に関する文言が明記されたが、国は原子力損害について連帯して責任があることを包含した規定であると考えてよいか、修正案提出者に確認したい。

石田祝稔君(公明)

- ・機構法案に対する 4 派共同提案の修正案では、国の責任が明記されているが、その内容及び意義について修正案提出者に伺いたい。あわせて、この修正をどのように評価するのか、枝野内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・東京電力に対する支援の方針について、平成 23 年 6 月 14 日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」(以下「6 月 14 日閣議決定」という。)と 4 派共同提案の修正案により国の責任が明記されることとなる機構法案の方向性は違うこととなると考えるが、機構法案成立後も、当該閣議決定の方針に政府は拘束されるのか、枝野内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・仮払法案に対し、事務の処理等について「都道府県知事

に過重な負担を課することのないよう十分に配慮する」旨の条文を修正により追加する趣旨は何か、仮払法案の発議者と修正案提出者の見解を伺いたい。

高橋千鶴子君(共産)

- ・仮払法案第 14 条に規定する地方公共団体が設ける原子力被害応急対策基金への国の資金補助について、「全部又は一部」として、一部補助を可能とした理由についての発議者の見解を伺いたい。あわせて、発議者の見解に対する海江田経済産業大臣の見解について伺いたい。
- ・原子力損害賠償支援機構への政府による資金の交付について、機構法案第 65 条に規定があるにもかかわらず、4 派共同提案の修正案において、第 51 条にも規定を置く理由と、そのことが 6 月 14 日閣議決定の「原子力事業者を債務超過にさせない」という趣旨に則ったものであるかについて、それぞれ修正案提出者の見解を伺いたい。

吉泉秀男君(社民)

- ・機構法案の 4 派共同提案修正案第 55 条における原子力損害賠償支援機構による原子力損害の賠償の全部又は一部の支払規定について、全部支払を可能とした理由と、支払を可能とすることにより東京電力の賠償責任が曖昧なものとなる危惧に関し、修正案提出者の見解を伺いたい。

柿澤末途君(みんな)

- ・機構法案を修正して成立させることと、6 月 14 日閣議決定の中の「原子力事業者を債務超過にさせない」との関係について、海江田経済産業大臣及び修正案提出者の見解を伺いたい。